

# 検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:19-0061)  
2019年6月 C-01

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年5月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の診療報酬の算定方法が一部改正され、令和元年6月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

## ■「検査実施料」の新規収載

### ● 実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b>					
	オンコマイン™ Dx Target Test マルチ CDx システム	シークエンサーシステム	11,700*1	尿便 34	注
<b>D006-4 遺伝学的検査</b>					
	FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル	シークエンサーシステム	56,000*2-4	血液 125	注
<b>D006-4 遺伝学的検査</b>					
	OncoGuide™ NCC オンコパネルシステム	シークエンサーシステム	56,000*2,3	血液 125	注

### 準用技術料

#### \*1 (以下を合算して算定できる)

[D004-2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 注)イ 2項目	4,000点
[D006-4] 遺伝学的検査「2」処理が複雑なもの	5,000点
[N002] 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 6 ALK融合タンパク	2,700点
	計 11,700点

#### \*2 ・包括的ゲノムプロファイル取得のための本品検査(パネル検査)実施に係る準用技術(パネル検査実施料)

[D006-4] 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの	8,000点
-------------------------------	--------

#### \*3 ・パネル検査の結果の判断及び説明等の実施に係る準用技術(パネル検査判断・説明料)

[D006-4] 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの 4回分	32,000点
[D004-2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 注)ロ 3項目以上	6,000点
[M001-4] 粒子線治療(一連につき) 注)3 粒子線治療医学管理加算 (エキスパートパネル実施に係る費用が含まれる)	10,000点
	計 48,000点

#### \*4 ・医薬品の適応判定の補助を目的として使用する場合の準用技術(コンパニオン検査)

(1) 非小細胞肺癌の患者に対して実施した場合は、以下を合算して算定する。

①[D004-2]悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 イ EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	2,500点
②[N002]免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 6 ALK融合タンパク	2,700点

(2) 悪性黒色腫の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。

[D004-2]悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 又 BRAF遺伝子検査	6,520点
---	--------

(3) 乳癌の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。

[N005]HER2遺伝子標本作製 1 単独の場合	2,700点
---------------------------	--------

(4) 直腸・結腸癌の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。

[D004-2]悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 ハ K-ras遺伝子検査	2,100点
--	--------

## ■「算定留意事項」について

注:算定留意事項改定に関する詳細情報は、下記をご参照下さい。

[http://www.hospital.or.jp/pdf/14\\_20190531\\_03.pdf](http://www.hospital.or.jp/pdf/14_20190531_03.pdf)